

EPA利用推進の取組に係る有識者勉強会資料

韓国関税士の FTA(EPA)支援

(一社) 日本通関業連合会

2024年9月19日

関税士／原産地管理士／原産地実務士

- ◆ 関税士 (Customs Broker)
- ◆ 原産地管理士 (Certified Origin Specialist)
- ◆ 原産地実務士 (Certified Origin Manager)

関税士

- ◆ 関税士は「関税法」に基づく国家資格
- ◆ 国家資格試験に合格した者に関税士の資格が与えられる
- ◆ 関税士は開業（関税士事務所の設置及び運営）することができる
 - ・ 開業（個人/合同事務所/関税法人）した場合には韓国関税士会に入会しなければならない
- ◆ 関税士の主な役割
 - ・ 荷主の要請に応じた輸出入通関
 - ・ 異議申請、審査請求、審判請求
 - ・ AEO、関税評価等のコンサルティング → 関税士の主たる業務領域
 - ・ 荷主のFTA活用を支援

関税士の役割

◆ 荷主又は顧客からの依頼業務

- 原産地証明書の発行に必要な原産資格の確認
- 原産地証明書発行のための原産地疎明書/原産地（包括）確認書の作成
- 輸入時に原産地証明書を適用して輸入申告（協定税率適用）
- 輸入申告受理後、協定関税適用申請
- 認定輸出者の認定サポート及びコンサルティング
- 原産地検証対応及び諮問などFTAに関する付帯業務

◆ 政府及び関係機関の支援事業への参加

- 産業通商資源部、貿易協会、大韓商工会議所などの中小企業FTA支援コンサルティング事業
- 産業通商資源部の大学FTA講座支援、FTA活用コンサルティング教育事業
- 関税庁のFTA専門教育提供及び原産地検証対応支援事業

◆ 公益関税士として税関においてFTA相談

関税士試験

◆ 試験科目

＜第1次試験＞ マーク式

1. 内国消費税法（「付加価値税法」、「個別消費税法」、「酒税法」に限る）
2. 関税法概論（「自由貿易協定の履行のための関税法の特例に関する法律」を含む）
3. 会計学（「会計原理」及び「会計理論」に限る）

＜第2次試験＞ 論述式

1. 関税法（「関税評価」を除く、「輸出用原材料に対する関税等還付に関する特例法」を含む）
2. 関税率表及び商品学
3. 関税評価
4. 貿易実務（「対外貿易法」及び「外国為替取引法」を含む）

◆ 参考

- 実務経験10年以上 1次試験免除
- 実務経験20年以上 2次試験一部免除

原産地管理士

- ◆ 国家公認民間資格試験に合格した者に「原産地管理士」の資格が与えられる
- ◆ FTA活用のための原産地規定の確認及び管理、資格の判断及び管理、原産地証明書類の発行を担当、原産地認定輸出者等の製造・輸出企業において原産地管理責任者として働くことのできるFTA専門家
- ◆ FTAに対する検討を行うことができる知識を有していることから、企業において原産地実務を担当するための資格として求められる場合が多い
- ◆ FTA活用企業における原産地管理士の役割
 - ・ 輸出入国の戦略的選定及びFTA締結国別関税利益の分析
 - ・ 原産地規定の確認、管理、原産地証明書の発行等を担当
 - ・ 締結国からの原産地検証の要請に備える

原産地管理士資格

◆ 有効期限

3年

◆ 目的

有効期限満了前に保守教育の受講を規定、原産地管理士の資質向上及び職務能力の維持・発展を図る

◆ 根拠規定

- 大韓民国「資格基本法」第35条（保守教育）
- 韓国原産地情報院「資格検定管理及び運営についての規定」第35条（保守教育）

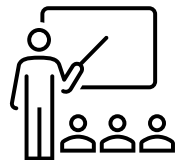
◆ 教育内容

- 韓国原産地情報院LMS※（FTA原産地アカデミー）サイトでオンライントレーニングを受講（8回）
＜FTA協定及び関連法令、関税品目分類（HSコード）、協定別原産地の決定基準、輸出入通関（関税法）＞
（※LMS : Learning Management System）
- 総時間80%以上受講した場合修了（満了日翌日から資格の有効期限が3年延長）

関税士と原産地管理士の役割の違い

関税士の役割

- ・荷主の要請に応じた輸出入の通関
- ・異議申請、審査請求、審判請求
- ・AEO、関税評価等のコンサルティング
- ・荷主のFTA活用を支援



関税士



関税管理士

FTA活用企業

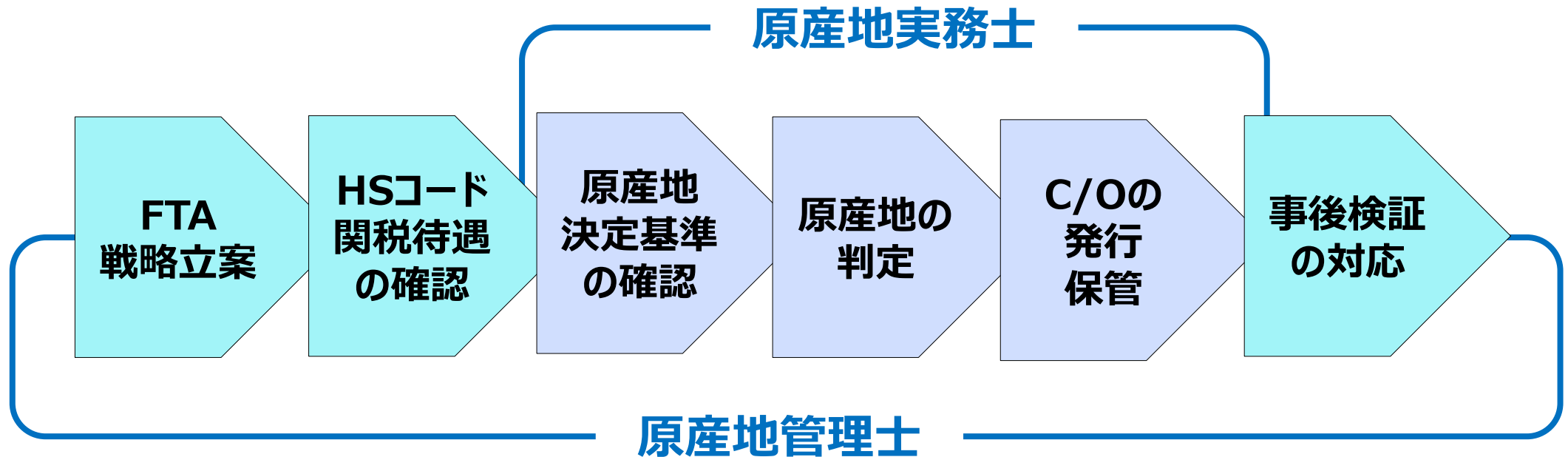
原産地管理士の役割

- ・FTA戦略立案及び関税利益の分析
- ・取扱物品のHSコード・PSRの確認
- ・原産地判定・充足可否の確認
- ・原産地書類の発行及び検証対応

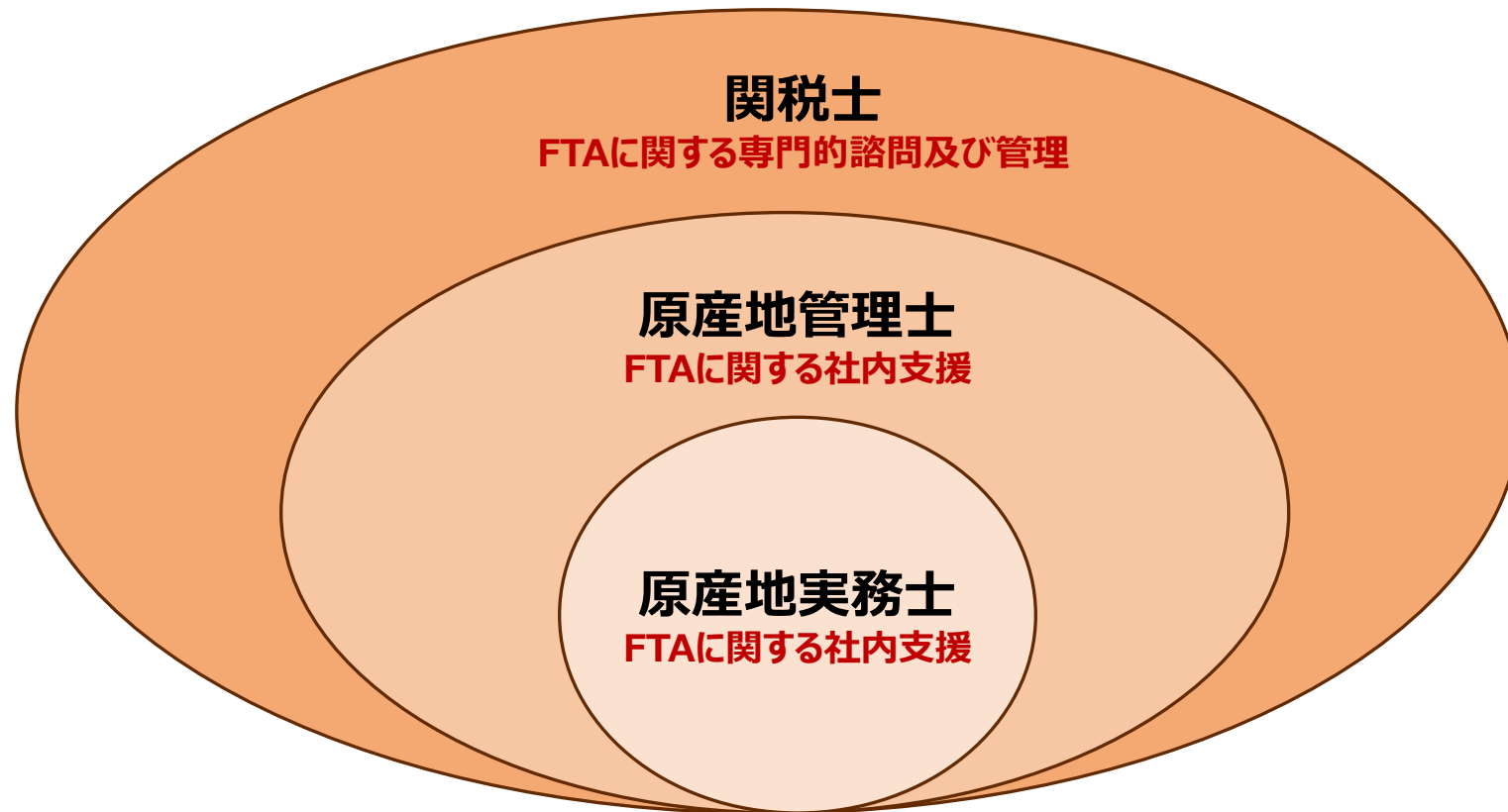
原産地実務士

- ◆ 民間資格試験に合格した者に「原産地実務士」の資格が与えられる
- ◆ FTA活用準備のため、原産地判定に必要な情報を収集し、原産地証明書類の作成などを担当することができる者
- ◆ 製造・輸出企業におけるFTA原産地管理の担当者としての役割を果たすことができるFTA準専門家
 - ・ 原産地判定のための情報収集及び原産地証明書類の作成
 - ・ 原産地の判定、管理、原産地証明書の発行等を担当
 - ・ FTA原産地管理システム（FTA-PASS）の活用

FTA活用企業における業務範囲



FTA(EPA)の管理は誰が行うのか？



コンサルティングに係る報酬は？

コンサルティング報酬を受け取ることができるのは関税士のみ

※ 原産地管理士及び原産地実務士は事業者職員としてFTA業務を担当

事案	報酬
原産地証明書要件の検討	単純な事案は通関に付随（ケースバイケース）
原産資格（Origin Status）の確認	数十万ウォン以上 （判定対象原材料数など難易度及び投入時間を考慮して決定）
原産地検証	数百万ウォン以上（難易度及び金額を考慮して決定）
Time Charge	顧客の予想収益など様々な要素を考慮して決定

韓国関税士会の現況

2023年11月30日時点

区分	個人	合同	関税法人	通関取扱法人	合計
事務所（箇所）	629	108（86）	476（146）	18（16）	1,231
割合（%）	51.1	8.8	38.7	1.5	100
会員（名）	680	210	1,288	23	2,201
割合（%）	30.9	9.5	58.5	1.0	100

注1：事務所（ ）は、合同または法人事務所の本社であり、個人会員680名は採用された関税士50名を含む。

注2：通関取扱法人は、事務所毎に1名以上の関税士を置く必要がある。

韓国原産地情報院

Korea Institute of Origin Information

2008年 関税庁所管のその他公共機関として設立

2023年7月 特殊法人韓国原産地情報院として発足した原産地専門機関

FTA原産地情報の収集及び分析

- ・ 韓国のFTA推進、FTA履行に関する情報収集、産業別FTA活用率の研究分析等

原産地システムの構築及び普及

- ・ 中小企業の体系的なFTA原産地管理支援のため、原産地管理システム（FTA-PASS）の開発・普及及び企業支援を実施

FTA特化教育及び資格検定試験

- ・ 企業の関税特恵や利益最大化を戦略的にサポートするFTA原産地専門人材の養成事業（教育-YES FTA専門教育、資格-原産地管理士・原産地実務士）

原産地認定輸出者に係る予備調査

- ・ 税関の認定調査に必要な各種予備調査業務を遂行-原産地認定輸出者制度の円滑な運営のため